



● わたしたちのまちを支えるルールを考えよう

@氷見市 2015.07.12 龍谷大学 土山希美枝



---

---

---

---

---

---

---

---

---

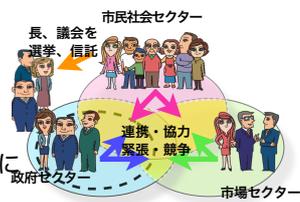
---

0 いきなり結論ですが

自治体は  
市民のために  
はたらくところ。

↓  
何を  
どうやって  
なにをめざすと  
そうなるの？

↓  
自治体基本条例でカタチに



---

---

---

---

---

---

---

---

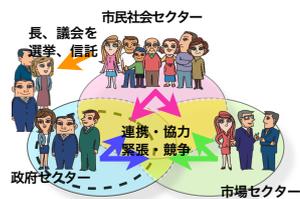
---

---

0 今日お話しすること

自治（体）基本条例って？  
どうして必要なの？  
どんなことを書くの？  
どうやって作るの？  
できたらどうなるの？

自治とか、自治体とか…  
絵をひとつだけ覚えて  
もらえばOKです！



---

---

---

---

---

---

---

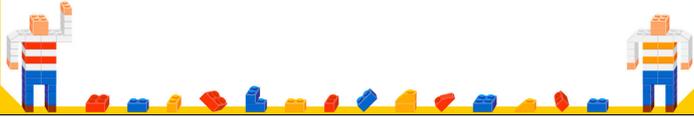
---

---

---

## ① 自治基本条例って？

- 300をこえる市町村が制定した条例
  - 「まちの憲法」といわれる。
  - 「自治体は、なにを大事にして、どんなやりかたでやっていけば、市民の役に立つのか」→自治体運営の基本ルール
  - 成立したものとしては、2000年ニセコ町まちづくり基本条例が最初。



## ② なぜ、それが必要なの？

- 当たり前のことが、実は当たり前じゃないから
  - 市民参加や情報公開
  - 話し合いを大事にすること
  - キチンとした行政運営
  - 限りある資源の有効活用
- 実は、「首長や担当者の方針で」「これまでなんとなくそうやってきたから」。
  - では、それでやっていけるの？
  - では、それが変わったら？



## ② なぜ、それが必要なの？

- 自治体に「首長が変わっても、景気いいときも悪いときもこれは果たして欲しい」と思うことは？
  - たとえば、破綻しないような財政運営
  - たとえば、市民参加と情報公開
  - たとえば、ちゃんとまちの課題にとりくむこと
- 歴史をみれば、「自治体のすがた」は変わってきた
  - 自治体ってホントは自治体じゃない！
  - 高度成長期と2000年分権改革
  - 経験を言葉に、言葉をルールに



## ② なぜ、それが必要なの？

- 経験を言葉に、言葉をルールにしよう
  - 市民からみて「自治体はこういうふうに通じてね、という指示書」
  - 自治体からみて「自分たちが何をどうするべきかの基本ルール」



## ③ 「自治体基本条例」と「自治基本条例」

- 最初の目的からいえば、「自治体基本条例」
- 多くの自治体では「自治基本条例」
  - 自治体がすべきこと（自治体の自治）だけでなく、市民の自治にかかわることを書くものも
    - でも、市民の自由の領域は、書いても強制はできない。



## ④ 市民と自治体と自治のすがたをみてみよう

- わたしたちのくらしの基盤にある〈政策・制度〉
- 誰が作ってるの？→市民、企業・団体、自治体

